

令和8年度岡山県漁業取締船代船建造設計委託業務仕様書

岡山県漁業取締船の建造に係る設計委託業務においては、建造に関する関係諸法規に適合しかつ漁業取締りが安全、適正に行える内容のものとし、法令に定めるもののほかこの仕様書に定めるところにより行う。

1 業務名

令和8年度岡山県漁業取締船代船建造設計委託

2 委託期間

契約成立の翌日から令和9年2月26日まで

3 委託業務内容

(1) 委託業務の内容

- ア 代船建造に係る設計、資料作成及び成果品の引渡
(下記 納入設計図書 参照)
- イ 機械、機器、装置類の能力・形式についての調査検討
- ウ 設計にあたっての発注者との検討協議

(2) 成果品の内容及び納期限

納入設計図書	数量 (部)	納入期限
建造要目書 (概略資料)	10	令和8年8月31日 (月)
一般配置図 (概略資料)	10	建造費要望準備に必要
船価調書 (概略資料)	10	(建造概略費 算定)
建造仕様書 (正規資料)	10	
※新旧船の仕様比較資料含む		
一般配置図 (")	10	令和9年2月26日 (金)
中央断面図 (")	10	建造入札までに必要
船価調書 (")	10	

(3) その他

- ア 設計にあたっては、岡山県農林水産部水産課 (以下「県関係者」という。) と共に検討し、関係法令等に基づく仕様、装備とする。
- イ 航海、機関等の内容を勘案した適切な能力等を県関係者と共に検討すること。

- ウ 船員が操作する機器等について、安全性を県関係者と共に十分検討すること。
- エ 納入設計図書について、デジタルデータを提供すること。
- オ 現在所有する漁業取締船「きび」と代船建造する取締船の仕様の比較資料を作成すること。（比較項目は協議による。）
- カ 設計に係る協議打ち合わせの場所は、基本、岡山県庁内（岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号）とし、受注者の参席に伴う経費は受注者負担とするが、場所、方法については双方協議により決定することも可とする。
- キ 協議回数は、最低月1回程度は確保し、必要な場合や各段階時において、双方協議の上で追加協議を行う。
- ク 上記のほか、下記について各1回は協議を行うこととする。
 - (ア) 概略資料作成の打合せ協議（各種資料、段階 毎に）
 - (イ) 概略資料作成の中間報告
 - (ウ) 概略資料作成の最終報告
 - (エ) 正規資料作成の打合せ協議（各種資料、段階 毎に）
 - (オ) 正規資料作成の中間報告
 - (カ) 正規資料作成の最終報告

4 建造予定船舶の概要等

(1) 船舶主概要

ア 船型	ディープV型を基本とし、設計段階で十分な復元能力、耐波性能を確保した適切な船形とする。
イ 総トン数	19 トン（20 トン未満の小型船舶）
ウ 用途	漁業取締船（兼交通艇）
エ 船種	第一種小型漁船
オ 航行区域	限定沿海
カ 資格	小型船舶操縦士免許で操縦可能な小型船舶安全規則及び日本小型船舶検査機構の検査を適用する船舶
キ 定員	取締船の場合 14 名（船員 6、その他 8 計 14） 交通艇の場合 16 名（船員 2、その他 2、旅客 12 計 16）
ク 航続距離	240 海里以上
ケ 航海速力	巡行 38 ノット以上
コ 船質	軽合金（アルミニウム合金材）
サ 主機関	4 サイクル高速ディーゼル 定格出力 847kW（1151PS）以上/基 × 2 基
シ 推進装置	ウォータージェット推進装置

(2) 居住環境及び漁労機器、観測設備

ア 船橋関係	航海計器、無線機器、主要機器等の装備は、デジタル技術を活用した最新式のものとする。	
イ 居住区関係	乗組員室 賄室 シャワー室 便所 等	設計の段階で、業務の効率化、乗組員の就業、居住環境の向上確保を図り、適切な居住区を提案すること。
	その他	女性乗組員の配備を想定した設計を提案すること。
ウ 漁撈関係	電動キャプスタン等を作業が実施しやすいように配置すること。	
エ 主な漁業取締り等設備	・レーダ ・電子海図 (ECS) ・サーチライト ・赤外線等監視カメラシステム その他、航海関連情報、保安情報等の必要な情報を収集できる最新式のモニターの配置の導入を検討し、航海機器、監視装置等、最新のデジタル機器、装備を提案すること。	
オ その他	高速航行に対応の仕様を検討すること。(落下防止、椅子等)	

(3) その他

- ア 法律等に適合した救命・消防の設備や装置を設置すること。
- イ 操舵室は、安全な運航を担保できるスペースと設備を設けること。
- ウ 船内に救命胴衣等を格納できること。
- エ 操舵室から客室への階段は速やかな動線、構造としスペースを有効に活かすこと。
- オ 備品類、賄器具類等諸設備を備えること。

5 その他

(1) 工程表

請者は、契約締結後7日以内に工程表を作成し岡山県に提出すること。

契約内容に変更が生じ、工程変更等必要があると認めるときは、工程表を再提出する。

(2) 監督員

ア 県は、業務の管理・技術上の権限を委任する監督員を置き、その氏名を請者に通知する。監督員を変更したときも同様とする。

イ 監督員は、契約書の条項に定めるものの他、次に掲げる権限を有する。

- (ア) 成果物を完成させるための請者の主任技術者に対する業務に関する指示
- (イ) 契約書記載内容に関する請者からの確認申出・質問に対する承認又は回答
- (ウ) 契約の履行に関する請者又は請者の主任技術者との協議
- (エ) 契約の履行状況の調査

(3) 主任技術者

- ア 請者は、業務の技術上の管理を行う権限を委任する主任技術者を定め、氏名その他必要な事項を県に通知すること。その者を変更したときも同様とする。
- イ 主任技術者は、業務の履行に関し権限をもって進行管理を行うこと。
- ウ 請者は、主任技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を県に通知すること。

(4) 設計打合せ

- 請者は、設計図書の作成の段階ごとに案を提示し、監督員と打合せの上、承認を得ながら設計図書の作成を進めること。

(5) 検査等

- 船舶安全法、漁船法、船舶職員法、船舶のトン数の測度に関する法律、電波法、海上衝突予防法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律並びにその他の関係する国内船舶法令等に合格する内容のものとし、水産庁漁船依頼調査及び岡山県の監督検査を受け合格すること。

(6) 業務の実施について

- ア 請者は、当該委託業務を一括して第三者へ再委託してはならない。
- イ 請者は、当該委託業務の一部を下請け委託しようとする場合は、あらかじめ県の承認を得なければならない。